



佐賀県公報

平成21年
2月20日
(金曜日)
第 13128号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

目次

告示

青少年に有害な図書等の指定	(三〇・こども課)	一
生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定	(三二・地域福祉課)	二
生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく居宅介護を担当させる機関の指定	(三三・)	二
生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく介護予防を担当させる機関の指定	(三三・)	四
生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく居宅介護支援計画の作成を担当させる機関の指定	(三四・)	五
救急病院の認定	(三五・医務課)	五
道路の区域の変更	(三六・道路課)	五
"	(三七・)	六
道路の供用開始	(三八・)	六
道路の区域の変更	(三九・)	六
"	(四〇・)	七
道路の区域の変更	(四一・)	七
道路の供用開始	(四二・)	八
道路の区域の変更	(四三・)	八

道路の供用開始

鳥獣保護区の設定の一部改正

"

銃猟禁止区域の設定の一部改正

特定猟具使用禁止区域の指定

"

公告

基本測量の終了

土地改良区役員の退任届

(四四・) 八

(四五・) 八

(四六・生産者支援課) 九

(四七・) 二

(四八・) 二

(四九・) 三

(土地対策課) 三

(農地整備課) 三

○ 告示

◎佐賀県告示第三十号

佐賀県青少年健全育成条例(昭和五十二年佐賀県条例第二十四号)第十三条第一項の規定により、青少年に有害な図書等として次のものを指定する。

平成二十一年二月二十日

佐賀県知事 古川 康

種類	指定番号	題名	製作発行所等	雑誌コード等	指定理由
雑誌	20 - 212	人妻本当にあったHな話 3月号	(株)ぶんか社	17657 - 3	著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
"	20 - 213	Chuッ SPECIAL [チュッスペシャル] 3月号	(株)ワニマガジン社	16151 - 3	
"	20 - 214	ZUBA!【ズパッ!】 3月号	インフォレスト(株)	15529 - 3	
"	20 - 215	週刊大衆増刊パラッチ 2月22日号	(株)双葉社	20437 - 2 / 22 L - 3 / 21	
"	20 - 216	話王 VOL.116 3月号	(株)ぶんか社	19819 - 3	
"	20 - 217	Madonna HOUSE No.260 [月刊]マドンナハウス 3月号	若生出版(株)	08357 - 03	
"	20 - 218	別冊本当にあったHな話 3月号	(株)ぶんか社	18135 - 3	
"	20 - 219	ナマイキッ! 3月号	(株)竹書房	06909 - 3	
"	20 - 220	危険な愛体験 Special 3月号	バナジー出版(株)	02971 - 03	
"	20 - 221	コミックまあるまん 3月号	(株)ぶんか社	13701 - 03	
"	20 - 222	ウォー A組 3月号	(株)サン出版	01889 - 03	

●佐賀県告示第三十二号
生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護を担当し、及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第

名称	所在地	廃止年月日
医療法人 アール アンドエー グリ ーンクリニク	佐賀市神野東三丁目一四番一六号	平成二一・一・一
みやき歯科クリ ニク	三養基郡みやき町原古賀三九四番地一号	"
フクチ薬局	多久市多久町一七六二番地一	平成二〇・二・一九
フクチ薬局 駅南店 多久	多久市北多久町大字小侍七七九番地一	"
神代薬局 大和店	佐賀市大和町大字尼寺二六四一番地三	平成二一・一・一
本田薬局 兵庫 店	佐賀市兵庫町大字藤木四五〇番地六	"

●佐賀県告示第三十一号
生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、同法による医療扶助のための医療を担当し、及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定により、同法による医療支援給付のための医療を担当する機関として、次の医療機関を指定した。
平成二十一年二月二十日
佐賀県知事 古川 康

十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の第二項の規定による介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十一年二月二十日

佐賀県知事 古川 康

- 一 (一) 指定年月日 平成二十年八月一日
- (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
名称 株式会社 創明プロジェクト
所在地 唐津市大字鏡字中新開三四一四番地
- (三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類
名称 ぼつかぼか・ハートケア東唐津
所在地 唐津市大字鏡字中新開三四一四番地
サービスの種類 訪問介護
- 二 (一) 指定年月日 平成二十年八月一日
- (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
名称 株式会社 創明プロジェクト
所在地 唐津市大字鏡字中新開三四一四番地
- (三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類
名称 ぼつかぼか・ハートケア東唐津
所在地 唐津市大字鏡字中新開三四一四番地
サービスの種類 通所介護
- 三 (一) 指定年月日 平成二十年十二月一日
- (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
名称 有限会社ケアカンパニー
所在地 武雄市武雄町大字富岡一二二四五番地六
- (三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類
名称 グループホームゆかい
- 四 (一) 所在地 武雄市武雄町大字富岡一二二四五番地六
サービスの種類 認知症対応型共同生活介護
- (二) 指定年月日 平成二十年十二月十六日
- (三) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
名称 株式会社 かれん
所在地 佐賀市西与賀町厘外七五一番地一
- (三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類
名称 デイサービス かれん
所在地 佐賀市西与賀町厘外八四九番地三六
サービスの種類 通所介護
- 五 (一) 指定年月日 平成二十年十二月十七日
- (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
名称 株式会社 ユニオン・ライフ
所在地 神崎市神崎町本堀三一九四番地
- (三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類
名称 さくらデイサービスあやべ
所在地 神崎市神崎町枝ケ里二九二番地一〇
サービスの種類 通所介護
- 六 (一) 指定年月日 平成二十一年一月一日
- (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
名称 社会福祉法人松風会
所在地 唐津市西唐津一丁目六一六七番地
- (三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類
名称 デイサービス ウエルネス伊万里
所在地 伊万里市二里町大里甲一七〇四番地一
サービスの種類 通所介護

◎佐賀県告示第三十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための介護予防を担当し、及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十一年二月二十日

佐賀県知事 古川 康

- | | |
|---|---|
| <p>一 (一) 指定年月日 平成二十年八月一日</p> <p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
名称 株式会社 創明プロジェクト
所在地 唐津市大字鏡字中新開三四一四番地</p> <p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類
名称 ぼつかぼか・ハートケア東唐津
所在地 唐津市大字鏡字中新開三四一四番地
サービスの種類 介護予防訪問介護</p> <p>二 (一) 指定年月日 平成二十年八月一日</p> <p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
名称 株式会社 創明プロジェクト
所在地 唐津市大字鏡字中新開三四一四番地</p> <p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類
名称 ぼつかぼか・ハートケア東唐津
所在地 唐津市大字鏡字中新開三四一四番地
サービスの種類 介護予防通所介護</p> <p>三 (一) 指定年月日 平成二十年十二月一日</p> <p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地</p> | <p>四 (一) 指定年月日 平成二十年十二月十六日</p> <p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
名称 株式会社 かれん
所在地 佐賀市西与賀町厘外七五一番地一</p> <p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類
名称 デイサービス かれん
所在地 佐賀市西与賀町厘外八四九番地三六
サービスの種類 介護予防通所介護</p> <p>五 (一) 指定年月日 平成二十年十二月十七日</p> <p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
名称 株式会社 ユニオン・ライフ
所在地 神崎市神崎町本堀三一九四番地</p> <p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類
名称 さくらデイサービスあやべ
所在地 神崎市神崎町枝ケ里二九二番地一〇
サービスの種類 介護予防通所介護</p> <p>六 (一) 指定年月日 平成二十一年一月一日</p> <p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
名称 医療法人ひらまつ病院
所在地 小城市小城町八一五番地一</p> <p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類</p> |
|---|---|

名称 医療法人ひらまつ病院

所在地 小城市小城町七八六番地一

サービスの種類 介護予防通所リハビリテーション

七 (一) 指定年月日 平成二十一年一月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 社会福祉法人松風会

所在地 唐津市西唐津一丁目六一六七番地

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 デイサービス ウェルネス伊万里

所在地 伊万里市二里町大里甲一七〇四番地一

サービスの種類 介護予防通所介護

●佐賀県告示第三十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による居宅介護支援計画を作成し、及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護支援計画を作成させる機関を次のとおり指定した。

平成二十一年二月二十日

佐賀県知事 古川 康

一 (一) 指定年月日 平成二十年八月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 株式会社 創明プロジェクト

所在地 唐津市大字鏡字中新開三四一四番地

(三) 事業所の名称及び所在地

名称 ぼっかばか・ハートケア東唐津

所在地 唐津市大字鏡字中新開三四一四番地

二 (一) 指定年月日 平成二十一年一月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 医療法人ひらまつ病院

所在地 小城市小城町八一五番地一

(三) 事業所の名称及び所在地

名称 医療法人ひらまつ病院居宅介護支援事業所

所在地 小城市小城町七八六番地一

三 (一) 指定年月日 平成二十一年一月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 社会福祉法人松風会

所在地 唐津市西唐津一丁目六一六七番地

(三) 事業所の名称及び所在地

名称 居宅介護支援事業所 ウェルネス伊万里

所在地 伊万里市二里町大里甲一七〇四番地一

●佐賀県告示第三十五号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、同項に規定する救急病院として次のものを認定した。

平成二十一年二月二十日

佐賀県知事 古川 康

名称	所在地	認定期限	備考
小城市民病院	小城市小城町松尾四二〇〇番地	平成二十一年二月一日から平成二十四年一月三十一日まで	内科系

●佐賀県告示第三十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路

の区域を次のとおり変更する。
 その区域を表示した図面は、平成二十一年二月二十日から平成二十一年三月十九日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供る。

平成二十一年二月二十日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道路の区域	
	区間	変更前後の別
県道十五中原線	佐賀市嘉瀬町大字十五字二本谷籠三〇番一地先から佐賀市嘉瀬町大字十五字一本黒木籠三四番三地先まで	後
	佐賀市嘉瀬町大字十五字二本谷籠三〇番一地先から佐賀市嘉瀬町大字十五字一本黒木籠三四番三地先まで	前
		幅員
		メートル
		延長
		メートル

●佐賀県告示第三十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十一年二月二十日から平成二十一年三月十九日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供る。

平成二十一年二月二十日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道路の区域	
	区間	変更前後の別
県道佐賀脊振線	佐賀市金立町大字薬師丸字一本黒木六八番一地先から佐賀市金立町大字薬師丸字一本黒木九四番一地先まで	後
	佐賀市金立町大字薬師丸字一本黒木六八番一地先から佐賀市金立町大字薬師丸字一本黒木九四番一地先まで	前
		幅員
		メートル
		延長
		メートル

●佐賀県告示第三十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとり道路の供用を開始する。

その区域を表示した図面は、平成二十一年二月二十日から平成二十一年三月十九日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供る。

平成二十一年二月二十日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道佐賀脊振線	佐賀市金立町大字薬師丸字一本黒木六八番一地先から佐賀市金立町大字薬師丸字一本黒木九四番一地先まで	平成二一・二・二〇

●佐賀県告示第三十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路

の区域を次のとおり変更する。
 その区域を表示した図面は、平成二十一年二月二十日から平成二十一年三月十九日まで佐賀県交通政策部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供る。

平成二十一年二月二十日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道路の区域			
	区間	変更前後の別	幅員メートル	延長メートル
県道 鎮西唐津線	唐津市鎮西町苜蒲字筒江二四五九番一地从先から唐津市鎮西町苜蒲字苜蒲二八三三番一地从先まで	後	三三・五 一〇・六	五三五・六
	唐津市鎮西町苜蒲字筒江二四五九番一地从先から唐津市鎮西町苜蒲字苜蒲二八三三番一地从先まで	前	一六・〇 七・〇	五四一・八

●佐賀県告示第四十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十一年二月二十日から平成二十一年三月十九日まで佐賀県交通政策部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供る。

平成二十一年二月二十日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道路の区域			
	区間	変更前後の別	幅員メートル	延長メートル
県道 鳥巢浜崎停車場線	唐津市浜玉町浜崎字畑田二二七番五地先から唐津市浜玉町浜崎字畑田八七五番地先まで	後	一五・四 一〇・五	一六九・四
	唐津市浜玉町浜崎字畑田二二七番五地先から唐津市浜玉町浜崎字畑田八七五番地先まで	前	二八・〇 八・〇	一九〇・二

●佐賀県告示第四十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十一年二月二十日から平成二十一年三月十九日まで佐賀県交通政策部道路課及び伊万里土木事務所において一般の縦覧にする。

平成二十一年二月二十日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道路の区域			
	区間	変更前後の別	幅員メートル	延長メートル
一般国道 二〇四号	伊万里市二里町大里字古屋田乙五三番一地从先から伊万里市二里町大里字中島乙三一番六地先まで	後	四三・〇 二五・四	六二六・〇
	伊万里市二里町大里字古屋田乙五三番一地从先から伊万里市二里町大里字中島乙三一番六地先まで	後	三七・五 二五・〇	六一七・三

一般国道 四九八号	伊万里市二里町大里字古屋田乙 九三番一地从先から 伊万里市二里町大里字古屋田乙 八六番三地从先まで	前	三五・二 一三・八	二二九・九
	伊万里市二里町大里字古屋田乙 九三番一地从先から 伊万里市二里町大里字古屋田乙 八六番三地从先まで	前	四一・〇 一三・九	二二九・一

●佐賀県告示第四十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の
と道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十一年二月二十日から平成二十一年三月
十九日まで佐賀県交通部道路課及び伊万里土木事務所において一般の縦覧
にする。

平成二十一年二月二十日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 二〇四号	伊万里市二里町大里字古屋田乙五三番一地从先から 伊万里市二里町大里字中島乙三一六番六地从先まで	平成二一・二・二〇

●佐賀県告示第四十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路
の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十一年二月二十日から平成二十一年三月
十九日まで佐賀県交通部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に
供る。

平成二十一年二月二十日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名 一般国道 二〇四号	東松浦郡玄海町大字大園字古田 一五四九番一地从先から 東松浦郡玄海町大字大園字白土 一三六一番一地从先まで	区	変更前 後の別	幅員 メートル	延長 メートル
	東松浦郡玄海町大字大園字古田 一五四九番一地从先から 東松浦郡玄海町大字大園字白土 一三六一番一地从先まで	後	後	三五・三 一一・三	一七四・一

●佐賀県告示第四十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の
と道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十一年二月二十日から平成二十一年三月
十九日まで佐賀県交通部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に
供る。

平成二十一年二月二十日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 二〇四号	東松浦郡玄海町大字大園字古田一五四九番二地 先から 東松浦郡玄海町大字大園字白土一三六一番一地从先 まで	平成二一・二・二〇

●佐賀県告示第四十五号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第

二十八条第七項の規定により、桜岡鳥獣保護区の存続期間を更新したので、鳥獣保護区の設定（昭和五十三年佐賀県告示第七百四十一号）の一部を次のように改正する。

平成二十一年二月二十日

佐賀県知事 古川 康

第二号中「（昭和五十一年小城町条例第二十六号）」を「（平成十七年小城市条例第五百十九号）」に改める。

第三号を次のように改める。

三 存続期間

平成二十一年二月二十日から平成三十年十月三十一日まで

第三号の次に次の一号を加える。

四 保護に関する指針

イ 鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

ロ 鳥獣保護区の指定目的

当該地域は、小城公園内の水面と鳥森稻荷神社の森があるため、鳥類の生息に適しており、ツグミ、カワセミ、カワラヒワ、シジュウカラ等の野鳥が生息している。

そこで、今後とも鳥獣保護区に指定し、当該地域に野鳥を誘致し、野生鳥獣の保護繁殖を図るとともに県民に憩いを与え、ひいては愛鳥思想の普及に努める。

ハ 鳥獣保護区の管理方針

区域界の主な場所に鳥獣保護区の標識を設置し、鳥獣保護区であることの周知を図り、県担当職員や鳥獣保護員が、随時鳥獣保護区内を巡視する等して鳥獣保護区の管理にあたる。

また、野生鳥獣による農林作物等被害が発生した場合には、有害鳥獣捕獲制度及び特定鳥獣保護管理計画に基づく捕獲制度の適正な活用によ

り被害防止に努める。

◎佐賀県告示第四十六号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第七項の規定により、八丁ダム鳥獣保護区、加唐鳥鳥獣保護区、松島鳥獣保護区及び小川鳥鳥獣保護区の存続期間を更新したので、鳥獣保護区の設定（平成十年佐賀県告示第五百九十一号）の一部を次のように改正する。

平成二十一年二月二十日

佐賀県知事 古川 康

その（一）の第二号中「小城郡」を「小城市」に改める。

その（一）の第三号を次のように改める。

三 存続期間

平成二十一年二月二十日から平成三十年十月三十一日まで

その（一）の第三号の次に次の一号を加える。

四 保護に関する指針

イ 鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

ロ 鳥獣保護区の指定目的

当該地域は、県中央部の天山南麓に位置し、八丁ダム周辺は広葉樹を中心とした生活環境保全林で、地域住民の憩いの場として親しまれており、コガモ、キクイタダキ、ヒヨドリ、メジロ、ウグイス等の野鳥が多数生息している。

そこで、今後とも鳥獣保護区に指定し、野生鳥獣の保護繁殖を図る。

ハ 鳥獣保護区の管理方針

区域界の主な場所に鳥獣保護区の標識を設置し、鳥獣保護区であることの周知を図り、県担当職員や鳥獣保護員が、随時鳥獣保護区内を巡視する等して鳥獣保護区の管理にあたる。

また、野生鳥獣による農林作物等被害が発生した場合には、有害鳥獣捕獲制度及び特定鳥獣保護管理計画に基づく捕獲制度の適正な活用により被害防止に努める。

その(二)の第三号を次のように改める。

三 存続期間

平成二十一年二月二十日から平成三十年十月三十一日まで

その(二)の第三号の次に次の一号を加える。

四 保護に関する指針

イ 鳥獣保護区の指定区分

希少鳥獣生息地の保護区

ロ 鳥獣保護区の指定目的

当該地域は、県北部の離島であり、朝鮮半島方面や日本海沿岸に移動する渡り鳥の中継地として重要である。また、天然記念物に指定されているカラスバトが生息している。その他にもミサゴ、トビ、ハヤブサ、ウグイス、メジロ、ホオジロ等が生息している。

そこで、今後とも鳥獣保護区に指定し、野生鳥獣の保護繁殖を図る。

ハ 鳥獣保護区の管理方針

区域界の主な場所に鳥獣保護区の標識を設置し、鳥獣保護区であることの周知を図り、県担当職員や鳥獣保護員が、随時鳥獣保護区内を巡視する等して鳥獣保護区の管理にあたる。

また、野生鳥獣による農林作物等被害が発生した場合には、有害鳥獣捕獲制度及び特定鳥獣保護管理計画に基づく捕獲制度の適正な活用により被害防止に努める。

その(三)の第三号を次のように改める。

三 存続期間

平成二十一年二月二十日から平成三十年十月三十一日まで

その(三)の第三号の次に次の一号を加える。

四 保護に関する指針

イ 鳥獣保護区の指定区分

希少鳥獣生息地の保護区

ロ 鳥獣保護区の指定目的

当該地域は、県北部の離島であり、朝鮮半島方面や日本海沿岸に移動する渡り鳥の中継地として重要である。また、天然記念物に指定されているカラスバトが生息している。その他にもトビ、ミサゴ、ハイタカ、オオタカ、ウグイス、メジロ、シジュウカラ等が生息している。

そこで、今後とも鳥獣保護区に指定し、野生鳥獣の保護繁殖を図る。

ハ 鳥獣保護区の管理方針

区域界の主な場所に鳥獣保護区の標識を設置し、鳥獣保護区であることの周知を図り、県担当職員や鳥獣保護員が、随時鳥獣保護区内を巡視する等して鳥獣保護区の管理にあたる。

また、野生鳥獣による農林作物等被害が発生した場合には、有害鳥獣捕獲制度及び特定鳥獣保護管理計画に基づく捕獲制度の適正な活用により被害防止に努める。

その(四)の第三号を次のように改める。

三 存続期間

平成二十一年二月二十日から平成三十年十月三十一日まで

その(四)の第三号の次に次の一号を加える。

四 保護に関する指針

イ 鳥獣保護区の指定区分

集団渡来地の保護区

ロ 鳥獣保護区の指定目的

当該地域は、県北部の離島であり、朝鮮半島方面や日本海沿岸に移動

する渡り鳥の中継地として重要である。また、隣接する加唐島と異なり、草原性の鳥が多く生息しておりトビ、ミサゴ、ウグイス、ヒヨドリ、ハクセキレイ、メジロ、カワラヒワ、アオジ等が生息している。

そこで、今後とも鳥獣保護区に指定し、野生鳥獣の保護繁殖を図る。

八 鳥獣保護区の管理方針

区域界の主な場所に鳥獣保護区の標識を設置し、鳥獣保護区であることとの周知を図り、県担当職員や鳥獣保護員が、随時鳥獣保護区内を巡視する等して鳥獣保護区の管理にあたる。

また、野生鳥獣による農林作物等被害が発生した場合には、有害鳥獣捕獲制度及び特定鳥獣保護管理計画に基づく捕獲制度の適正な活用により被害防止に努める。

◎佐賀県告示第四十七号

銃猟禁止区域の設定(平成二年佐賀県告示第六百三十九号)の一部を次のように改正する。

平成二十一年二月二十日

佐賀県知事 古川 康

その(一)を次のように改める。

その(一) 削除

◎佐賀県告示第四十八号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十一年二月二十日

佐賀県知事 古川 康

その(一)

一 名称

諸富特定猟具使用禁止区域

二 区域

佐賀市諸富町加与丁の市道加与丁ノ尾ノ島橋線と県道神埼諸富線との交点を起点とし、同県道を南へ進み市道上大津中央線との交点に至り、同市道を東へ進み市道上大津東部北部第一号線との交点に至り、同市道を東へ進み市道東部ライスセンター橋津線との交点に至り、同市道を東へ進み市道橋津第七号線との交点に至り、同市道を東へ進み市道橋津第四号線との交点に至り、同市道を東へ進み県道諸富西島線との交点に至り、同県道を南へ進み国道四百四十四号との交点に至り、同国道を南へ進み市道諸富ノ石塚線との交点に至り、同市道を北西へ進み国道二百八号との交点に至り、同国道を北西へ進み佐賀市北川副町大字光法と佐賀市諸富町大字山領の境界との交点に至り、同境界を東へ進み市道加与丁ノ尾ノ島橋線との交点に至り、同市道を東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

三 存続期間

平成二十一年二月二十日から平成三十年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

その(一)

一 名称

小城特定猟具使用禁止区域

二 区域

小城市小城町の県道小城富士線と県道佐賀外環状線との交点を起点とし、同県道を南西へ進み国道二百三号線との交点に至り、同国道を南東へ進み小城市三日月町の市道土生ノ成線との交点に至り、同市道を西へ進み農道との交点に至り、同農道を西へ進み小城市小城町と小城市三日月町の境界との交点に至り、同境界を北へ小城市小城町の県道小城富士線と県道佐賀

外環状線との交点を起点とし、同県道を南西へ進み国道二百三号との交点に至り、同国道を南東へ進み小城市三日月町の市道土生茂線との交点に至り、同市道を西へ進み農道との交点に至り、同農道を西へ進み小城町畑田と三日月町久米の境界との交点に至り、同境界を北へ進み市道西川栗原西小路線との交点に至り、同市道を西へ進み市道久蘇鷺ノ原線との交点に至り、同市道を北へ進み県道小城富士線との交点に至り、同県道を北へ進み起点に至る線で囲まれた区域

三 存続期間

平成二十一年二月二十日から平成三十年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

その(三)

一 名称

牛津特定猟具使用禁止区域

二 区域

小城市牛津町柿樋瀬の国道三十四号との県道川上牛津線との交点を起点とし、同県道を南へ進み市道若竹線との交点に至り、同市道を東へ進み西水東水幹線との交点に至り、同幹線を南へ進み国道二百七号との交点に至り、同国道を西へ進み牛津町牛津と芦刈町芦溝の境界との交点に至り、同境界に沿って牛津川との交点に至り、同川を北へ進み国道三十四号との交点に至り、同国道を東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

三 存続期間

平成二十一年二月二十日から平成三十年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

その(四)

一 名称

川副特定猟具使用禁止区域

二 区域

佐賀市川副町大字犬井道の県道佐賀川副線と同町の第二線堤防から北へ二つ目の水路との交点を起点とし、同水路を東へ進み第二線堤防との交点に至り、同堤防を北へ進み筑後川の支流早津江川の第一線堤防との交点に至り、同堤防の外周を南へ進み有明海及び八田江河口を経て第二線堤防との交点に至り、同所と接続した水路を北へ進み第二線堤防と同水路との交点から北へ二つ目の東西の水路との交点に至り、同水路を東に進み起点に至る線で囲まれた区域

三 存続期間

平成二十一年二月二十日から平成三十年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

◎佐賀県告示第四十九号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十一年二月二十日

佐賀県知事 古川 康

一 名称

呼子特定猟具使用禁止区域

二 区域

唐津市呼子町殿ノ浦の国道二百四号名護屋大橋と同町の海岸線との交点を起点とし、同所から海岸線を北へ進み小友漁港の西側の防波堤に至り、同所から南へ進み市道坊山小友線に至り、同所から同市道を西へ進み国道

- 三百八十二号との交点に至り、同所から国道二百四号と市道呼子環状東線との交点に至り、同市道を南へ進み県道鎮西唐津線と県道肥前呼子線との交点に至り、同所から県道肥前呼子線を西へ進み国道二百四号との交点に至り、同国道を西へ進み起点に至る線で囲まれた区域及び加部島全域
- 三 存続期間
平成二十一年二月二十日から平成二十二年十月三十一日まで
- 四 禁止に係る特定猟具の種類
銃器

○ 公 告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から基本測量の終了について次のとおり通知があった。

平成21年2月20日

佐賀県知事 古 川 康

- 1 作業種類 基準点測量
- 2 作業期間 平成20年5月15日から平成21年1月30日まで
- 3 作業地域 佐賀市、伊万里市、三養基郡基山町

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、白石土地改良区から次のとおり役員が退任した旨届出があった。

平成21年2月20日

佐賀県知事 古 川 康

役職名	氏 名	住 所	就退任年月日
理事	鳥越 順治	杵島郡白石町大字堤216番地	平成21年1月17日退任

購読料
申込先
一か年三二、二〇〇円(送料共)
佐賀県経営支援本部総務法制課

平成二十一年二月二十日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週火金曜日
印刷社 (株)佐賀印刷社